振興基本計画　地区提案事業検討シート

平成25年度　　No.

No.	分類	提案地区	提案事業	事業内容	担当課	関連部局
021	道路・交通	篠島	観光船の充実	・航路の時間延長、運賃改定 ・住民同士の海上タクシーの乗り合いの仕組みづくり	地域振興課	建設課 産業振興課

Ⅰ 実現性の検討

【判定欄】○:解決可能　×:解決不可能　△:判断できない　を記入してください。

		課　　題	判　定	理由又は対応策	実現性判定
実現可能性	□法規制	運賃の改定については海上運送法第８条の届け出が必要となる。 海上タクシーの乗り合いについては海上運送法第二十一条の二により禁止となっている。	△	運賃改定については、民間事業者の届出が必要となる。海上タクシーについては法律上の禁止行為となっている。	1　実現可能 2　実現の可能性が高い 3　条件次第で実現可能 ○ 4　実現に相当の困難を伴う 5　実現不可能
	□財政	民間事業者に対し、時間延長の経費負担、運賃改定に係る減収額の負担が考えられる。	×	黒字経営の会社に対し、経費の補助、料金値下げに伴う減収額の補てんの対応はできない。	
	□実施主体	運航事業者が民間であるため、町の意見は要望としかならない。	△	会社の経営判断となる。	
	□住民合意		—		
	□その他		—		
			—		
			—		

Ⅱ 有効性の検討

【判定欄】○:有効性が高い　×:効果がない、又はきわめて低い　△:判断できない　を記入してください。

		項目番号	関連する施策又は生活課題	判　定	対　　策	有効性判定
有効性	□事業効果	総計　132-②	夜９時台、10時台のバスからの乗り継ぎができる。	○	運航時間帯の延長、運賃の値下げをすることにより、航路の充実が図られ、利便性の向上につながる。	1　きわめて効果が高い ○ 2　効果が高い 3　効果が認められる 4　ほとんど効果が認められない 5　効果がない
	□生活効果	生活		—		

Ⅲ 総合評価

	評価・判断に係るコメント（緊急性、関連性について、特に考慮すべき点など）	事業区分	総合評価
総合	増便、料金改定による値下げは事業効果を向上するものであるが、利益を追求する民間事業者の経営面も考慮すべき点である。 海上タクシーの乗り合いについては、法律上禁止されている行為であり、民間定期航路事業者の経営圧迫を誘発しかねないものであるため、慎重な検討が必要と思われる。	1　地区重点事業 2　緊急主要事業 3　他事業関連事業	総合A･･･ 有効性・実現性ともに優れている事業（いずれも1又は2） 総合B･･･ 有効性・実現性のいずれかが優れている事業（いずれかが1又は2） 総合C･･･ 実現性・有効性ともに低い事業（上記以外） **B**